

平成 28 年 10 月 20 日（木曜日）午前 10 時開会

○赤池誠章委員長

ただいまから文教科学委員会を開会いたします。

府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局総括調整統括官芦立訓君外十名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○赤池誠章委員長

教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○宮沢由佳

民進党の宮沢由佳です。

文部科学大臣の所信を受けて質問させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

大臣は、所信的挨拶の中で、子供たちの可能性を高めることが大事だとおっしゃいました。また、閣議決定された子供の貧困対策に関する大綱には、「子供たちは国の一番の宝である。」という文言があります。これは大変有り難い言葉です。

そもそも、「子供たちは国の一番の宝」の意味は何でしょうか。

○赤池誠章委員長

誰に質問ですか。

○宮沢由佳

大臣、お答えをお願いします。

○松野博一文部科学大臣

子供の貧困対策に関する大綱では、子供たちは日本の将来を担うことから国の一番の宝であるとしております。子育ては、家庭だけでなく地域や社会全体で応援をしていくことが大切です。

このため、小中学校においては、学習指導要領に基づき、社会科、生活科、家庭科、道徳等において、少子高齢化の進展や子育て支援などの社会保障、家族、家庭の役割や幼児への関心、理解、生命尊重などについて関連する学習活動が行われています。

こうした活動を通じて、義務教育段階から子供が家庭や地域の中で育まれていることを学習することができるものと考えております。

○宮沢由佳

ありがとうございます。

その中で、その時間数というのは何時間ぐらいでしょうか。お願いいたします。

○藤原誠文部科学省初等中等教育局長

お答え申し上げます。

義務教育におきましては、学習指導要領に基づきまして、児童生徒の発達段階に応じて子育てに関する教育が実施されております。具体的に時間数に関してのお尋ねでございましたが、学校によって異なりますが、例えば中学校3年間では、生活科、家庭科、道徳などトータルしておおむね3年間で約30時間程度を掛けているものと考えられております。また、例えば生徒が幼稚園、保育所等を訪問して幼児と触れ合う活動を行っている学校も多いという調査結果がございます。

以上でございます。

○宮沢由佳

ありがとうございます。

子供の虐待や育児不安が多い現状が実際にあります。この要因として、親になる前に子育てをしっかりと学ぶ機会が足りないと感じておりますけれども、大臣はどう思われますか。

○松野博一文部科学大臣

出産、育児をちゅうちょする理由については、アンケートの中では、子育てに費用が掛かり過ぎるという回答が全ての年代で最も多いとする調査結果があります。また、別の調査では、子育てについての母親の悩みとして、仕事や自分のことが十分にできないということが最も多いという結果も出ております。このため、子育てに関する経済的な負担の軽減や働き方の見直し、子育てに関する悩みの相談体制の充実なども含め、総合的な対策が求められていると考えております。

そうした支援に加え、子育てに関する教育も重要であります。小中学校では、学習指導要領に基づき、生活科や家庭科、道徳などにおいて、家族や家庭の役割の理解、幼児との触れ合いを通して幼児への理解や関心を高めること、生命の尊重などについて指導をしているところであります。

○宮沢由佳

実際には、子供に限らず、子育てをしている人に限らず、例えば保育園を建てたいけれどもうるさいから困るとかベビーカーが邪魔だとか、一般の子育てをしていない

人にもこの子供に対する教育というのは必要じゃないかと私は考えておりました、文科省が管轄している家庭教育支援の推進検討委員会においても、全ての親の学び直しを応援するための方策について検討されています。

その基本的な学びの機会として、義務教育の中学校において子育てをしっかりと学ぶ機会を確保する責任があると考えています。また、先ほど私が申し上げたように、子育てをしていない人たちの学び、これも必要だと思えます。これについてどうお考えでしょうか。

○松野博一文部科学大臣

子供を取り巻く社会環境が大きく変化する中、学校、家庭、地域が連携、協働し、社会総掛かりで子供たちの育ちを支援していくことを通じて、子育てに対する社会の理解が広がっていくことが重要です。

文部科学省としては、子育て中であるかないかにかかわらず、地域の多くの人々が学校と連携、協働し、地域全体で子供たちの成長を支える活動を推進してまいります。また、身近な地域における子育てに関する相談対応等、家庭教育支援の充実に取り組み、安心して子育てできる環境整備を目指しております。

今後とも、将来を担う子供たちの健やかな育ちのため、学校、家庭、地域が連携した活動の推進にしっかりと取り組んでまいります。

○宮沢由佳

更に踏み込んで伺いたいと思います。

虐待のニュースが後を絶ちません。毎日、新聞やニュース、報道において、子供たちの大切な命が奪われているということは、本当に、私たち、ここにいる方、また皆様、国民皆様の心を痛めていることだと思えます。少なくとも、今すぐやるべきこととして、全国の親又は親になる人、そして周りの人たちに子育てを学ぶ仕組みと時間を確保する必要があると思えます。

様々な取組があると思えますので、厚労、文科、両方からの御回答をお願いいたします。

○松野博一文部科学大臣

現在でも、小中学校においては、学習指導要領に基づき、生活科、家庭科、道徳などにおいて家族、家庭の役割についての理解、幼児との触れ合いを通して理解や関心を高めること、生命の尊重などについて学ぶこととなっております。

今後、こうした教育を更に充実させ、子育てについて実感を持って学んでいくことができるようにするためには、学校、教育委員会と児童福祉担当部局等が連携して、幼児との触れ合い体験や自分の将来について具体的に考える機会を充実することが重要であると考えます。

ニッポン1億総活躍プランにおいても、義務教育段階の取組を基にしながら、全て

の高校生を対象に、自分の家庭や将来について教科を超えて実践的に考えるための教材を作成、配付するとともに、都道府県単位の実行体制の構築を図ることとなっております。

以上です。

○古屋範子厚生労働副大臣

安全、安心に子供を産み育てることができる環境を整備し、児童虐待を効果的に予防するためにも、妊娠期から子育て期まで地域において切れ目なく支援することによって子育て家庭の不安を解消していくことが重要であります。

このため、市区町村におきまして、妊娠期から子育て期を通じて保健師等の専門職がきめ細かな相談支援を行う子育て世代包括支援センターを法律に位置付け、全国展開を進めております。これに加えて、特に集中的な支援が必要な産前産後期の支援を充実させるため、平成 26 年度から、子育て経験者が相談支援を行う産前・産後サポート事業、また、助産師等の専門職が母子への心身のケアを行う産後ケア事業について市区町村を支援しているところでございます。

さらに、大半の市区町村において実施されております妊娠中の身体管理、親となる心構えや育児の実際を伝え、安全な出産や産後の円滑な育児開始を図る両親学級、また、全ての乳児がいる家庭を訪問し様々な不安や悩みを聞き、必要な助言や指導を行う乳児家庭全戸訪問事業、こんにちは赤ちゃん事業などといった取組の確実な実施を通じて、妊娠、出産、子育てに関する必要な知識の普及とともに、子育て家庭への支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○宮沢由佳

ありがとうございます。

私は、24 年子育て支援をしてきた者として、この流れを見ていてとても進んでいると思います。ただ、今実際に義務教育やそして各自治体で行われている子育て支援が子育ての方法に偏っているのではないかと思うことが多いです。

本日午前中の発言において、大臣は、国家を支える勤労者、納税者となるための教育等々の御発言がありましたが、その中に子供を産み育てる親になるための教育というのも是非入れていただきたいと私は感じたわけで、親になるための教育、また、親になるためのいろいろな心構えというものが今抜け落ちているのではないかと感じる人が多いのが実際です。

たくさんのお親に会ったときに、もっと早く知っておけばよかった、こんなはずじゃなかった、特に、初めての出産を迎えて、そして育てられている方の中には、こんなに大変だとは思わなかった、やってみて悩みがどんどん大きくなっていくという親とたくさん出会う中で、やはり前もって、もっと、親になるとはどういうことなのか、命を育み、命を預かり、そしてその命が国の大切な宝だ、つまり、親のものではなく、私たち個人が支配するものではなくて、社会の大切な宝を一時的にお預かりしている

ものだということを、もっとしっかりと、一人一人、親も含め、親になる人も含め、社会の人たちも含め認識をしていかなければいけないのではないかなというふうに思います。

特に、今では十代で親になる人もたくさんいるわけですから、中学校において、保育の仕方、だっこの仕方、遊び方だけではなく、親になるとはどういうことなのか、命を預かり、子供の人権を守り、責任を持って育てていくというのはどういうことなのか、そのために結婚があり、夫婦で協力するという、これをしっかりと伝えていくという学びが必要だというふうに考えますが、大臣のお考えをお聞かせください。

○松野博一文部科学大臣

現在においても、一人一人がかけがえのない存在であるとの認識の下、小中高等学校において子育てについての教育が行われています。これは、これらの内容を全国の小中高等学校の教育課程の基準である学習指導要領において国が責任を持って定めていることに基づくものであります。

また、学校、教育委員会と児童福祉担当部局等の連携による幼児との触れ合い体験の促進などの条件整備にも取り組んでまいりたいと考えております。

○宮沢由佳

ありがとうございます。

まだこの分野は、まだまだこれからやらなければいけないことがたくさんありますので期待をしたいところではありますけれども、多くの親がまだ子育てにたくさん悩んでいる、不安を持っている、又は子供の扱い方を間違えて不適切な対応から虐待に至ってしまうことが後を絶たない今の現状を踏まえて、これは緊急課題だと私は感じております。

例えば、例を挙げさせていただきますと、オーストラリアの事例で挙げますと、私が行ったところで、妊娠中のお母さんが悩みを持っていると、すぐに夫は呼び出されて、夫婦必ず一緒に指導を受ける。そして、それでもまだ母親の悩みが解決されない場合は両方の両親を呼び出す。そして、その両親ごと、この彼女が、この母親になる女性が安心して出産を迎えられるように、また、育児に対して不安を持たないようにこの両方の両親に対しての指導がなされるということは大変すばらしいことだなというふうに感じました。

また、アメリカの事例は、ある州では、妊娠したら夫とともに、二人2日間、しっかり9時から5時まで親になるための教育を受ける。これは、お風呂の入れ方とか夫が妊婦体験をするということも大切なことではありますけれども、それよりも前に、命を産む、そして子供の人権、そして子供たちを育てるために親はしっかりとしなければいけないということをきちんと学ぶ。また、ユニークなところは、母親のホルモンバランスがこういうふうに変っていくので、いらいらしたり不安になったりすることがあるので、夫はそういったときにどういうサポートをしたらいいのかという

ころにまで踏み込んでいます。まだ日本における子育て支援又は義務教育の中身は、子供の遊ばせ方や子供の、つまり保育の部分が多いなというふうに思っております。

また、ニュージーランドの教育の哲学というのが大変すばらしいので紹介させていただきたいんですが、こういった文言があります。親こそが最初で最高の教育者である。つまり、親がしっかりしなければ子供を育てることはできないよと。これは日本でもよく聞くことではありますけれども、こういった文言で国民に知らしめていく、親こそが最初で最高の教育者である。であるから、まず親がしっかりしなければいけない。ということは、親が親になる前にしっかりと教育機会を与えていかなければいけない。それは、手先のことも、いろいろな保育の内容も大切ではありますけれども、親が親になるということをきっちりと学ぶというのはとても大切なことだというふうに思います。

海外の先進事例もありますので、この日本においても、子供が国の宝である、ですから、子供の命を国民が、親になる人、ならない人、分け隔てなくしっかりと支えていくという姿勢を文言に残していくということはとても大切だと思いますけれども、以上のことを踏まえて、大臣から感想をお聞かせください。

○松野博一文部科学大臣

今委員から御指摘があったとおり、教育基本法にも、子供の教育の第一義的な責任は親にあることが書かれています。同時に、親になるための出産、育児、子育てに関して、学校教育段階で様々な面での教育が必要だということも委員のお話のとおりであろうかと思えます。現在の学習指導要領におきましても、人権意識であるとか、それぞれ、一人一人がかけがえのない存在であるといった意識の醸成に始まりまして、具体的に各科目において子育て等に関する指導をなさるようになってきているわけでありませう。

同時に、今核家族化等が進んでおりまして、身近に子育て経験者がいない御家庭もあります。そういった面においては、先ほど委員がお話をいただきました、身近な人、近所の人、地域の人、そういった中でお互いに教え合う、支え合う、そういった体制や環境づくりも必要かと考えております。

○宮沢由佳

ありがとうございます。是非、国民一丸となって、新しく生まれてくる命をみんなですぐ守れるようにお願いしたいと思います。

そして、最後にですけれども、子育て支援包括センターがこれから各地域にできていって、子育て支援がどんどん豊かになっていきますが、例えば妊娠中の母親学級、また育児中の親子教室のようなものに参加したくても参加できないという現状があります。長時間労働、そして土日勤務、特に父親が、母親学級又は育児学級に参加するという人たちは増えてはいるものの、大変少ない状況があります。

私は、父親が育児学級に、父親学級に行くときには、休暇が取れて、そして親にな

るために社会全体が応援しているんだという機運を醸成していただきたいという意見を申し上げて、一つ目の質問を終わらせていただきます。

二つ目の質問に行きます。

森のようちえんについて質問させていただきます。

大臣は、森のようちえんというものの存在を知っていらっしゃったでしょうか。

○松野博一文部科学大臣

森のようちえんとは、自然体験活動を基軸として子育て、保育、乳児・幼児教育に関する活動の総称だと承知をしております。

○宮沢由佳

御覧になったことはございますか。

○松野博一文部科学大臣

残念ながら、まだございません。

○宮沢由佳

ありがとうございます。

私、山梨なんですけど、豊かな森のようちえんありますので、是非来ていただければ有り難いです。

森のようちえんは、今、日本の全国にも広がっておりますけれども、その数は把握されていますでしょうか。

○有松育子文部科学省生涯学習政策局長

お答え申し上げます。

いわゆる森のようちえんという名前の活動を行っておられる団体数については承知をしておりますけれども、森のようちえん全国ネットワークがございます。そのネットワークに加入している団体は178であると承知をしております。

○宮沢由佳

ありがとうございます。

実は、森のようちえんというのは、実際に園舎があって学校法人で認可を受けた幼稚園が森に積極的に行っているというものから、親子が森の中でサークル的な活動をするものまで多種多様にございまして、こういった数が出てくるとは思わなかったもので、ネットワークの数を拾っていただいてありがとうございます。

このネットワークに170もあるというような状況は、大変今、この森のようちえんが親子にとって興味があり、そして人気が出てきているという証拠でもあります。森のようちえんはドイツ、デンマークなどではとてもポピュラーな幼稚園で、森の中で

自然保育を行うものです。

森のようちえんの子供たちは、一般の保育園、幼稚園の子供たちよりも随分コミュニケーション能力が高い、また問題解決能力が高いという研究の結果も出ております。なぜならば、森の中にはいろんな遊びももちろんあるんですけども、おもちゃを取り合うとか順番が来ないというような状況ではありません。みんな自然の中で伸び伸びと遊びまして、そして、やはりいろいろなトラブルが、トラブルというのは、この丸太が危ないとかここはどうやって渡ったらいいんだらうとか、いろいろな課題が起きたときに子供同士が協力し合うんですね。ですから、積極的にコミュニケーションを取って、そしてみんなで相談し合って解決をするという、非常にその点において、今いろいろな先生が研究発表をされているという状況です。

そして、鳥取県では独自の認証制度を始めて財政援助も始めました。また、長野県では、財政支援はありませんけれども、自然保育認証制度を開始し、後押しをしています。このことについてどう思われるでしょうか、お答えください。厚労、文科両方からお答えをお願いします。

○松野博一文部科学大臣

文部科学省が所管をいたします独立行政法人国立青少年教育振興機構において、子供たちの体験活動を推進する観点から、団体等が行う森のようちえん活動に係る経費について補助を行っているところでございます。

○古屋範子厚生労働副大臣

森のようちえんにつきましては詳細は把握しておらず、一般論となりますけれども、子供が豊かな自然体験の中で育まれることは、例えば保育所保育指針における保育の目標に、自然についての興味や関心を育てること、様々な体験を通して豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培うことにありとありますように、大変望ましいものと考えているところでございます。

○宮沢由佳

望ましいと言われて、うれしいです。ありがとうございます。

これは、森のようちえんは環境教育、森林政策の視点からも大変良い活動だと思いますが、そちらからの、環境、森林政策の方からの御意見もお願いします。

○正田寛環境大臣官房審議官

お答え申し上げます。

環境の保全についての理解と関心を深めるという点から、幼児期からその発達段階に応じ、自然体験などを通じた体験型の環境教育の取組を行っていくことは重要と考えております。

幼児を対象とする体験型の環境教育の取組は、地方公共団体や民間団体において既

に様々な取組事例があると認識しており、環境省におきましては、環境省ホームページ内に「ECO学習ライブラリー」というサイトを設け、各種主体におけるこうした取組を収集し、その共有、周知を図っているところでございます。

今後とも、民間団体などにおける環境教育等の取組が促進されるよう、情報共有や周知を図ってまいりたいと考えております。

○織田央林野庁森林整備部長

お答え申し上げます。

いわゆる森のようちえんの取組につきましては、将来を担う子供たちに森林や自然と触れ合う機会を与えるものと承知しておりまして、森林の役割や木材利用への理解と関心を高める森林環境教育、これを推進していく観点から大きな意義を有していると考えているところでございます。

林野庁といたしましては、森林・山村多面的機能発揮対策交付金という事業の中で、森林を利用した環境教育活動等を支援をしているところでございまして、今後ともこうした活動が広がっていくよう後押しをしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○宮沢由佳

ありがとうございます。環境からも森林からも大変有効な、また、子供たちにとってもすばらしい活動だということを知っていただいている方がいて大変うれしいです。

韓国では数年前からこの森のようちえん事業に積極的に取り組み始め、法整備もされています。子供たちが自然環境の中で保育を受けられるように、週に何時間は必ず自然の中で保育を受けるようにという法整備、それから、障害を持った子供たちも積極的に森の中へ連れ出しているというすばらしい事例を見ました。また、韓国森林庁が国有林を開放し整備しているそうです。韓国におきましては、やはり非常に受験戦争など勉強に対する過熱が問題になりまして、それを自然の中で子供を解放しながら伸び伸びと育てようという方向に今、森のようちえんに興味に向いているようです。

また、私の山梨県北杜市にある森のようちえんには、そこへ入園させるためにたくさんの親子が移住してきています。今、自然保育を求めている親が大変増えていると実感しております。しかし、財政支援がないために、親の負担は大変大きく、先生の給料が低いのが現状です。

先ほど補助を出していただいているというお話でありましたけれども、今出している各都道府県からの補助はこの活動、例えば読書の活動又はこの遊び、この一つの活動に対する補助というもので、森のようちえんの運営や経営に関する補助ではありませんので、それをしている鳥取の事例というのは大変すばらしいというふうに私は感じております。

このことについて、森のようちえんにできれば補助を出していただくということを検討していただきたいと思うんですけれども、まあ先ほど私がお伝えしたように、子育てサークル的なものからしっかりと認可をもらっているものまでありますので、そこは鳥取の事例を見て精査をして、補助を出すのに値するということに対して検討していただきたいと思っておりますけれども、大臣のお考えをお聞かせください。

○松野博一文部科学大臣

先ほど、事業としての森のようちえんの活動に関しては、独立行政法人国立青少年教育振興機構において体験活動等への助成事業として実施をしているという旨申し上げました。

今委員の御質問、御提言の趣旨が幼稚園、学校法人としての幼稚園から始まって、団体等に関する、運営費用に関する補助ということであれば、それは文科省の一定の規定に応じて団体指定の条件等もございますので、それらと照らし合わせて検討していくということになるかと思っております。

○宮沢由佳

検討していただけるということで、ありがとうございます。

今、幼児教育費の無償化が耳に聞こえてくるわけでありまして、幼児教育費が無償化されると、大体、この森のようちえんのサークルから、しっかりと認可をもらっているところまでのこの間の、実際に保育料を払って保育を受けているという状況の中にある森のようちえんに関しましては、今は幼稚園は有料、そして森のようちえんも有料ということで、どちらかを選ぶという立場にありますけれども、認可の幼稚園が無償になった場合、この森のようちえんを選んでいた親にとっては大変不公平感、平等性に欠ける。特に、今言われている全ての子供たちの育ちを保障するという教育制度改革において、この子供の平等性というところが問題になってきますので、無償化の前に今から手を着けていくということが大変重要になっているという私の意見を申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。